



渡 邊 昶 議員

公共下水道事業は、政権交代による影響はないのか

問

前政権時に事業採択を受けた公共下水道、農業集落排水事業は、21年度同様の補助内容で事業を進めることができるのか。

新たに交付金制度が創設される

答 下水道課長

国は先の事業仕分けで財源を地方に移譲した上で、地方の判断により行うとされている。既存の補助金等を統合し、新たな交付金制度を創設して対応している。

しかし、具体的な内容が示されていない。今後、内容が示されたら、県とも十分協議し事業を進めていく考えである。

戸別保償の対象農家は

問

農業者戸別所得補償制度【関連記事11面・1】について聞く。

米の生産調整(減反)を条件に、水田農家に

10a当たり1万5千円が定額交付される。また米価が下落した場合、その差額が補てんされる。

麦・大豆転作や米粉・飼料用米等は要件を満たせば、最大10a当たり8万円が交付される。

- (1) 生産調整に今まで協力できなかった農家はどうか。
- (2) (制度の対象となる) 販売農家とはどんな人か。
- (3) 麦をつくった後に水稲を作付けた場合、交付金はどうか。



水稲共済の加入者である

答 農政課長

(1) 今回は個人に交付されるという観点から、新たに事業に参加してほしい。

- (4) 農地の貸し借りをしている場合、交付申請は誰が行うのか。
- (5) 今ある麦・大豆転作に関する補助金は、このまま続くと考えてよいか。

- (2) 水稲共済の加入者である。
- (3) 定額部分の1万5千円と二毛作助成の1万5千円が対象となる。
- (4) その作物の販売名義がある農家が申請することになる。
- (5) 22年度事業で言えば、(国制度で) 10a当たり3万5千円が(他者の農作業を受託する) オペレーターに支払われ、市単独補助金1万円を地権者に支払う予定である。